

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和4年10月20日（木曜日）
午後3時10分開会 午後4時15分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項及び報告事項
（1）市長公室関係
（2）令和3年度政務活動費の収支報告書の修正について
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子
副委員長 篠塚 昌毅
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 海老原 一郎
委 員 今野 貴子
委 員 島岡 宏明

説明のため出席した者（4名）

市長公室長 川村 正明
政策企画課長 佐々木 啓
財政課長 山口 正道
広報広聴課長 中川 光美

事務局職員出席者

局長 塚本 隆行
次長 天貝 健一
主 任 津久井 麻美子
主 幹 片岡 美保

傍聴者（0名）

○吉田（千）委員長 ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。早速、市長公室の案件について、協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和4年、10月20日開催のフォルダをお開きください。消防本部資料に基づきまして、資料①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 私のほうからは、今回の臨時会において、補正予算を計上させていただいておりますが、その財源となります、地方創生臨時交付金の概要につきまして、御説明をさせていただきます。資料①をお開き願います。まず、1の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金の新設を御覧いただきまして、今回、国から限度額が示されました地方創生臨時交付金でございますが、これまでの感染症対策や感染終息後の経済対策などへの重点的支援を目的とした地方創生臨時交付金とは異なり、昨今のエネルギーや食料品価格等において、物価高騰等の影響を受けた生活者、事業者を支援することを目的としたものでございます。地方創生臨時交付金の中に、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金といったものを創設したうえで、配分されたということが、これまでの交付金とは大きく異なるものとなっております。2の交付限度額を御覧いただきまして、先月20日に、本市分として示されました臨時交付金の交付限度額でございますが、2億5,793万9,000円となっております。3の活用事業を御覧いただきまして、今回も、国におきまして、推奨するメニューといったものが示されており、ここで示しているものは、その抜粋となりますが、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援といたしまして、子育て世帯に対して、消費を下支えするための支援や、医療機関や介護施設への支援のほか、これまでの感染症対策を目的とした交付金では、なかなか対象とすることができなかった農林水産事業者などに対する支援がメニューとして挙げられているところでございます。説明は以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

○吉田（博）委員 説明は以上ということだが、具体的なことは、まだ何も決まってないの。お金はこれだけの限度額で来るけれども、子どもへの支援としては、お金を配るとかそういった細かいことというのは。

○佐々木政策企画課長 今回、このような財源を基に、臨時会を開催させていただくと。この中で、市長公室分としましては、18歳以下の市民に対して、マイナポイントを付与する事業がございます。

○吉田（博）委員 これはいつまでやっているの。いつまでに国のお金を使えばいいの。

○佐々木政策企画課長 原則、今年度執行といった形でございます。

○吉田（博）委員 時間もあまりないだろう。

○佐々木政策企画課長 はい。

○吉田（博）委員 ということは、農業に関する事業は、産業建設委員会で審査することか。

○佐々木政策企画課長 今回の臨時会の事業として、農林水産課の分も挙げさせていた

だいております。

○吉田（千）委員長 具体的な事業について、説明をお願いします。

○篠塚副委員長 議会運営委員会が今日開かれたばかりなので、議案概要を見ていただかないと、細かい説明はできないと思うので、タブレットの事前配付資料フォルダの議案概要を見るようにしていただいてもよろしいですか。

○佐々木政策企画課長 10事業ございますが、私のほうで概要を御説明いたします。一つ目が、行革デジタル推進課の自治体マイナポイント、つちうら子育て支援ポイント事業でございます。これは、後ほど、総務市民委員会において、行革デジタル推進課が説明いたします。そのほか、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課におきまして、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、医療機関に対する電力高騰等に対する補助事業を考えてございます。こども政策課において、子ども食堂の食料高騰分について、一割程度補てんしたいといった事業がございます。そのほか、保育課におきまして、私立保育所の運営支援事業ということで、こちらも高騰する食材費等の一部を支援するというところで、今回計上させていただいております。また、商工観光課におきまして、貨物自動車運送事業者支援金としたしまして、トラック等の事業者に対して、定額と台数によりまして、補助、支援をしたいと考えてございます。そのほか、農林水産課が2事業ございます。一つ目が経費の高騰等を受けている市内の認定農業者に対しまして、支援を実施したいと。もう一つは本市の稲作農家に対しまして、支援を実施したいといったものでございます。そのほか、学校給食センターということで9月定例会において、給食費の増額補正をさせていただきましたが、この分について財源更正をさせていただきたいと、以上10事業を今回の臨時会であげさせていただいているところでございます。以上でございます。

○島岡委員 説明の最初の部分で、燃料やガスの値上がりに対しての補助という部分があったと思うのですが、燃料屋としてはガソリンに対しては、結構補助がついて、ところが、デルフォロは液化石油ガスなので、プロパンガスに関しては同じデルフォロであって値上がり率も同じなんですけれども、プロパンに対しての補助金は全然なかったわけなんですけれども、それがマイナポイントという形で補助しようということですかね。

○佐々木政策企画課長 今回、食料費ですとかエネルギー高騰分について、それを下支えするような支援をするというようなものでございます。以上でございます。

○吉田（博）委員 山口財政課長、この限度額の2億5,700万。この数字というのは、近隣の市町村も出ているんでしょうけれども、土浦市としてはこの数字というのはどういうふうに見ているのか。この国からの数字は、妥当であるかとか。何か感想はある。感想があれば、ちょっと聞きたい。

○山口財政課長 妥当か妥当でないかというのは非常に難しいんですが、算定に基づいて各市町村に配分されているといたしますか、交付の限度額が示されておりますので、概ね財政規模ですとか、人口規模ですとか、そういったものから見ていくと、他の市町村からかけ離れて多いとか少ないというようなことはないのかなというふうには思っております。ただ、いろいろな算定基準がありますので、それに基づいて交付限度額が示さ

れておりますので、これはもう妥当なものと思えるを得ないと。国の方で用意した総額がありますので、それを配分と形になりますから、市町村として個別に足りているのか足りていないのかというのは、まだ別の議論になるのかなど。以上です。

○吉田（博）委員　そういうことだな。

○吉田（千）委員長　そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長　つぎに、資料②令和4年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）、自治体マイナポイント「つちうら子育て支援ポイント」による子育て支援事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業について、説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長　行革デジタル推進課でございます。資料②令和4年度土浦市一般会計補正予算（第10回）（案）、今般の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました、自治体マイナポイント「つちうら子育て支援ポイント」による子育て支援事業について、御説明させていただきます。まず、自治体マイナポイントについてでございますが、現在、国が実施しておりますマイナポイントの自治体版といたしまして、国が整備するマイナポイントの基盤「マイキープラットフォーム」を活用いたしまして、自治体が主体となり、地域の実情に応じて、対象者を年齢や所得、子育て世帯などで限定するなど、地域独自にマイナポイントを給付する施策で、マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の利用促進、地域の消費喚起・地域経済の活性化が図れるとされているものでございます。本事業につきましては、資料の1補正理由に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、物価高騰等に直面している、本市の子育て世帯の生活を支援するため、今般の臨時交付金を活用して、本市独自のマイナポイント「つちうら子育て支援ポイント」を付与するものでございます。具体的な内容につきましては、（1）対象者及び（2）ポイント数にございまして、18歳以下の市民の方を対象に、1人1万ポイントの自治体マイナポイントを付与したいと存じます。また、ポイントの付与に当たっては、（3）要件に記載のとおり、①といたしまして、他の世代と比較して低い傾向にある若年層のマイナンバーカード取得率の向上を図るため、本人がマイナンバーカードを取得すること及び②といたしまして、本市の新型コロナウイルス感染症対策等を始めとする子育てに関する情報の効果的発信・取得を促進するため、本人が属する世帯員のうちのどなたかが本市公式LINEの友達登録をすること、以上二つの要件を設けたいと考えております。なお、②の本市の公式LINEの登録という要件につきましては、世帯員のどなたもスマートフォンをお持ちでない場合には、不問とさせていただきたいと存じます。（4）申込方法につきましては、お持ちのスマートフォン等のマイナポイントアプリから御自身でお申込みいただくか、本庁舎1階に設置しておりますマイナポイント予約申込支援ブースでお申込みいただくこととさせていただきます。なお、本人が幼児であるためにキャッシュレス決済カードを作れない場合などには、代わって保護者の方にポイントをお受け取りいただくこととなります。（5）周知方法でございますが、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージ、各種SNS等による周知に加えまして、保育所・幼稚園・小中学校等に個別配布用のチ

ラシを送付するなど、積極的な周知に努めてまいりたいと存じます。2補正予算額につきましては、2款総務費、1項総務管理費、10目事務管理費、12節委託料について、キャッシュレス決済事業者に対する自治体マイナポイント付与に係る決済委託料といたしまして、9,406万円の増額補正をお願いするものでございます。なお、この金額は、算出根拠に記載のとおり、令和4年9月9日現在の本市の18歳以下の方のマイナンバーカード取得率36.3パーセント、人数で申し上げますと、20万293人のうち7,373人が取得している状況でございますが、本事業により45パーセント、人数で申し上げますと、1,759人増の合計で9,132人に取得率が向上することを想定したものでございます。金額の内訳といたしましては、マイナポイント1万ポイントの9,132人分と、その3パーセントの決済手数料となっております。最後に、3スケジュールでございますが、臨時議会で議決をいただいた上で、11月に、国のシステムへの本事業に関する各種認定等の手続や、キャッシュレス決済事業者との個別契約等、所要の手続きを行うとともに、先ほど説明させていただいた方法で本事業の周知を図り、ポイントの申込受付を実施したいと考えております。なお、申込受付期間につきましては、予定といたしまして、資料には12月6日から来年の2月28日までと記載させていただいておりますが、申込受付期間を少しでも長く確保できないか、現在、受付開始時期の前倒し等の検討を行っているところでございます。スケジュールが確定しましたら、改めて御案内させていただきたいと存じます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

○今野委員 本人がマイナンバーカードを取得していることとありますが、これは世帯主ですよ。

○元川行革デジタル推進課長 こちらでいう本人というのは、18歳以下のお子さんが、御本人でマイナンバーカードを取得しているということです。

○今野委員 要件として、本人がマイナンバーカードを取得していることというのは、現在持っているということですか。

○元川行革デジタル推進課長 表現が分かりづらくて申し訳ございません。マイナンバーカードを取得したうえで、お申込みいただくという形になりますので、お申込み時点で、マイナンバーカードがお手元に持ってらっしゃるということでございます。

○今野委員 それでは、これからマイナンバーカードを取得するというところを言ったうえで、ポイントの申込を行うということですね。

○元川行革デジタル推進課長 おっしゃるとおり、新たに申請される方はこれから申し込んでいただいて、マイナンバーカードを取得後にお申し込みいただくと。あるいは、もう持っていらっしゃる方は、そのまま申し込んでいただければそのままポイントを付与させていただきたいと考えております。

○今野委員 ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、いわゆる何歳から申請できるんですか。生後すぐのお子さんから対象なのか。

○元川行革デジタル推進課長 生まれて、出生届を出していただいて、住民登録をした

時点で、マイナンバーが付番されますので、0歳から取れるということで、想定としては0歳から18歳までの方ということで、考えております。

○海老原委員 要件で、LINEの友達登録ね、これは土浦市独自の要件なのかな。

○元川行革デジタル推進課長 独自の要件でございます。

○海老原委員 スマートフォンを持っていない人はOKということなんだけれど、持っている人がいる世帯はやらなくてはいけないんだ。

○元川行革デジタル推進課長 原則スマートフォンを持っていらっしゃる方が御家族にいらっしゃれば、その方に御登録いただいて、そのうえでポイントを付与したいというように考えております。

○海老原委員 それはそういうふうにチェックするの。LINEを登録しているかどうかというのは。

○元川行革デジタル推進課長 申込支援ブースに来ていただいた方は、スマートフォンも見せていただいて、登録しているかを確認したうえで、ポイントを付与できればということで想定しております。

○海老原委員 ここに書いてあるんだよね。スマートフォンをお持ちの方はマイナポイントアプリから御自身で申込と。窓口に来なくても、申し込めるよね。そういう人は、LINEに登録しなくても、できちゃうんじゃないの。

○元川行革デジタル推進課長 確かにおっしゃるとおりで、そのような方はこちらから確認が取れないということがございます。ですので、その方につきましては、登録していただいたものとして、取り扱うしかないのかなということで、現在のところ、考えております。

○吉田（博）委員 スケジュールの中で、各キャッシュレス決済事業者との個別契約とあるんですけれども、具体的にはどういったことでしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 自治体マイナポイントに参加を希望するキャッシュレス決済事業者が登録をしております、その中から市民の方が使いやすい事業者を選んで、委託契約をして、その後清算ということで、個別に委託契約が発生するというので、その委託契約ということで記載させていただいております。

○吉田（博）委員 ということは、土浦市がどうこうではなくて、申請をした子どもと保護者と、キャッシュレス決済事業者が個別にやってくださいということか。

○元川行革デジタル推進課長 各キャッシュレス事業者と市のほうで契約して、保護者の方がお使いのキャッシュレスサービスにポイントを申し込んでいただいて、最後に清算するようなイメージとなります。

○吉田（博）委員 やっぱり、土浦市と事業者が契約は結ばないと始まらないもんな、分かった。

○吉田（千）委員長 確認をさせてください。これは、まずスマートフォンを持っていないとポイントが付与できないという形になりますか。

○元川行革デジタル推進課長 スマートフォンをお持ちでなくても、マイナンバーカードを作って、あとはキャッシュレス決済サービスの登録があれば、申込支援ブースに来

ていただければ、ポイントの申込受付等可能となっておりますので、そういった方は御足労をお掛けいたしますけれども、申込支援ブースに来ていただいて対応という形で考えております。

○吉田（千）委員長 もう一つ確認をさせてください。親御さんが18歳以下でもスマートフォンを持っていることが分かっている状況はあると思うんですが、お子さんが申請が難しいと考えた場合、親御さんが18歳以下のお子さんたち、例えば、お子さんが三人いたら、三人分申請をして、そこにポイントを付与するということが可能なんですか。

○元川行革デジタル推進課長 今、委員長がおっしゃったとおり、15歳未満の方はキャッシュレスサービス自体なかなか使うことが難しいという状況がございますので、国のほうでもそういった場合は、保護者の方がお受け取りいただくような形が可能ということで、そういった対応となっております。

○吉田（千）委員長 もう1点。間違っ、例えば18歳の方とその親御さんの両方で申請があった場合、それはちゃんと止められる状況にはなっているんですか。

○元川行革デジタル推進課長 今のところ、国のシステムでは、既に先行して手続きが済んでいて、後から重複してポイントの請求があった時は、申請不備ということではじかれるような形になっておりますので、重複してという点は大丈夫かと思えます。

○篠塚副委員長 今回のコロナ関連予算で、不正利用というのがだいぶいろいろな形で出てきていますので、不正利用がないようなシステムを検討していただきたいと。まずそれが1点。それから、45パーセントを目指しているんですが、嬉しい悲鳴としてですね、仮に30パーセント増えたとして、取得率が70パーセント超えた場合は、3億、4億のお金がかかるんですが、それは補正でまた考えていくということでもよろしいですね。

○元川行革デジタル推進課長 不正利用がないシステムについては、国のほうと確認しながら、そういったことがないように対応してまいりたいと思えます。また、これ以上に数字が伸びるということは、個人的にはかなり厳しい数字かなというふうに考えております。と言いますのも、今、国のほうでやっておりますポイントは20万ポイントでこちらの取得率ですので、さらに1万ポイント上乘せして、どこまで来ていただけるのかというところは、不安材料ではあるんですけれども、嬉しい悲鳴となった場合は、また別途御相談させていただきたいと存じます。

○篠塚副委員長 せっかくやるのであれば、嬉しい悲鳴を出すくらい、茨城県一ではなくて、日本一の普及率を目指すように頑張ってくださいと思います。よろしく願いします。

○久松委員 周知方法で広報紙などいろいろありますけれども、広報紙はいつの広報紙でお知らせするんですか。

○元川行革デジタル推進課長 今のところの予定としましては、12月上旬くらいに御案内できればということで、進めているところでございます。

○海老原委員 周知方法で、保育所・幼稚園・小中学校等に個別にチラシとあるんだけ

れど、保育所に入っていない世帯とか、あと高校生の場合ね、この辺りは特別やりようがないのかな。

○元川行革デジタル推進課長 確かに、どこも通っていらっしゃらない方に対しては、広報紙や子ども向けのアプリも本市で導入しておりますので、そういったもので対応したいと考えております。高校については、今考えているのは、高校によっては市内在住の方が少ない学校もございますので、土浦市にお住まいの方ということで、チラシを作りまして、高校をまわって、窓口等にチラシを置かせてもらえないかということで、交渉して回ろうかということで、内部では検討しているところでございます。

○島岡委員 例えば、親とすればポイントを子どもに勝手に使わせたくないと思う気持ちもちょっとあるかなと。でも高校生くらいになると子どもが自分のお金だと思って使いますよね、当然。それはもうしょうがないですよね。

○元川行革デジタル推進課長 最初にこの自治体マイナポイントというのを交付金の対応で、実施できるとなった時に、この事業が決まる前の話なんですけど、せっかくだったら土浦市の未来を背負って立つお子さんに使っていただければなということで考え始め、最終的にこの形になったんですけれども。ですので、親御さんがポイントをお受け取りいただいても、お子さんに関して、できれば使っていただきたいという思いを込めまして、つちうら子育て支援というポイント名にした部分もありますので。ただ、そのように使うかはこちらも確認できませんので、お任せしたいなというふうには考えております。

○吉田（千）委員長 ほかに御質問がございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、報告事項に移ります。資料③「機動警察パトレイバー」デザインマンホール蓋作成の進捗状況等について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 私のほうからは、現在進めておりますパトレイバーマンホール作成の進捗状況について、御報告させていただきます。資料③を御覧ください。資料の1枚目を御覧いただきまして、マンホールの設置場所につきましては、下水道課と調整したうえで、まちなかの回遊性といったものを考慮しつつ、既存のデザインマンホールが設置されていない箇所、かつ、車の往来がない15か所を選定させていただきました。その上で、1枚おめくりいただきまして、現在の進捗状況でございますが、一番上の段を御覧いただき、デザインにつきましては、先般、総務市民委員会の皆様に、10月頃を目途に確認をいただきたい旨、御説明をさせていただきましたが、原面を作成したイラストレーターの方から、大きく修正の指示が出され、今現在も、版元であります株式会社ジェンコと調整しているところでございます。結果、全体的にスケジュール的には、1か月遅れとなっており、一番下の段を御覧いただきまして、設置につきましても、3月中旬を予定しているところでございます。デザインにつきましては、ある程度固まり次第、皆様にお示しいたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、次のページ以降は、株式会社ジェンコと調整しているデザインのうち、現段階で、それほど指摘を受けていない5点を掲載させていただきましたが、毎日のように

修正のメールがきており、あくまでも、イメージとして、御覧いただければと存じます。説明につきましては、以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

○今野委員 今、大きな修正が出ているという説明でしたけれども、それは経費には関係してくるんですか。

○佐々木政策企画課長 今、我々のほうで素案を出して、それに対してこの部分をこうして欲しいなどの意見が相手方から来ておまして、修正をかけているところでございます。経費の部分につきましては、予算の範囲で収まるよう進めているところでございます。

○今野委員 もう一つ。前回の委員会で、篠塚委員からせつくなので、すぐ設置するのではなくて、皆様にも見ていただけるような、何かそういう機会を作ってはとのお話がありましたが、そういうことも今考えていらっしゃいますか。

○佐々木政策企画課長 御意見をいただきまして、3月上旬に、市民ギャラリーを押さえて、そこにマンホール蓋を展示できればというふうに考えていたところですが、スケジュールが遅れている関係もございまして、もしギャラリーが押さえられなければ、市役所のスペースに展示する方向で、検討しているところでございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 ほかに御質問がございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料④斗利出小学校跡地の利活用事業者公募に係る説明の実施について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 その他といたしまして、斗利出小学校の跡地利活用につきまして御説明をさせていただきます。資料④をお開き願います。斗利益出小学校の跡地利活用につきましては、これまでも、その都度御説明をしまいましたが、調整区域といったこともあり、サウンディング調査で手の挙がった事業者との調整に時間を要しておりました。今般、おおむね、公募をかける段階までまとまりましたことから、資料のとおり、11月20日日曜日、午前11時から、新治地区公民館において、地元説明会を開催したいと考えております。なお、当日の資料等につきましては、現在作成中でありまして、作成次第、改めて、総務市民委員会の皆様へ、御説明をさせていただければと考えております。私からの説明は以上となります。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

○篠塚副委員長 オンライン会議システムで、オンラインで参加した方が意見を述べるような形にするんですか。

○佐々木政策企画課長 委員おっしゃるとおり、オンラインでも意見を述べていただくような体制をとっていくような状況でございます。

○吉田（博）委員 これは公募を予定している事業者との説明会なの。

○佐々木政策企画課長 今回の説明会につきましては、斗利出小学校の跡地利活用につきましては、地元の住民の方にも進捗等説明しながら進めてまいりました。その中で、

昨年サウンディング調査をかけまして、自転車休憩施設や学校をやりたいというお話があり、そちらを報告させていただいたところでございます。そういった方々が、実際、調整区域でできるのかということで、話を今まで詰めてきたところでございます、その間にも手を挙げている事業者がいるという状況でございますが、ある程度、調整区域でもできるのではないかとこの所まで固まってきたというようなことでございます。この手の挙がってきた事業者については、地元の方にも前回説明しているところではございますが、公募をかける期間といったスケジュールなどを、地元の方に説明する場を11月20日に設けさせていただければといったものでございます。

○吉田（博）委員 地元の方の方にか。

○佐々木政策企画課長 地元の方にです。

○吉田（千）委員長 ほかに御質問がございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、資料⑤市長と市民の対話集会「市長とつちうらを語ろう」について、説明を願います。

○中川広報広聴課長 資料⑤をお願いいたします。私からは、市長と市民の対話集会「市長とつちうらを語ろう」について、御説明させていただきます。この対話集会は、第9次土浦市総合計画の主要な取組を、市長が直接説明し、市民と共に、この計画の実現のために、地域のテーマに沿って語り合うことを趣旨としまして、開催いたします。内容につきましては、市長から第9次総合計画の概要を説明させていただき、その後、市長と地区長の方々と対話をしまして、約1時間の実施時間といたします。日程、参加者につきましては、恐れ入ります、次のページの表を御覧ください。各地区長連合会の11ブロックで実施いたします。11月19日、南部ブロックから始まりまして、来年2月18日まで各地区公民館を会場といたします。市民からは、各地区長はじめてとする地区の代表の方に参加いただきます。参加人数につきましては、各地区公民館のコロナ感染症対策としまして、集会室の収容人数の上限がありますことから、対象者を絞っております。テーマにつきましては、各ブロックで、第9次総合計画のリーディングプロジェクトから、地域に合った内容を選定いただきましたが、第9次総合計画に絞らず、より身近な生活問題についてをテーマとしているところもでございます。市からは、市長、副市長または教育長の交代で1名、部長1名で出席いたします。コロナの感染状況を見ながら、この日程を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

○海老原委員 これは、オブザーバー等はどうか。

○中川広報広聴課長 今回はオブザーバー等はなしで、地区長と市長と直接忌憚のない意見を交わすといった内容になります。

○久松委員 これは、地区長が出られない場合には、役員の方でもいいんですよということになっているんですか。

○中川広報広聴課長 当日、地区長が出られない場合には、地区の方から1名代表とし

て選出いただくことになっております。

○今野委員 これは、今回初めての企画ですよね。

○中川広報広聴課長 こちらは、市政懇談会として、総合計画を立てる前に、各地区を回ってやっておりました。第9次総合計画を立てる前には、コロナの感染症がございましたので、アンケート方式でやっておりました。ですので、コロナが感染拡大してからは、行っておりませんでした。そのほか、高校生ですとか、対象者を絞ったものも、以前からやっておりました。

○吉田（博）委員 今、課長からあったように、総合計画などを立てる前には、各公民館で、これは役員だけではなくて市民も来ていただいて、執行部も部長たち全部だもんな。あと一つ気になるのが、副市長や部長がリーディングプロジェクトの中で、要するに重点施策を説明して、それに対する質問というけれども、区長さんは地域の代表なんだから、関係ない質問も出てくるんだよ。その時に担当部長ではないと、答えられないということもあるんだよな。大丈夫かな。

○中川広報広聴課長 おっしゃるとおりで、今回はコロナの感染状況もありますし、こちらの考えといたしましては、小規模にざっくばらんにお話をしたいという形で進めております。ですので、担当部長がいないことが多いと思いますので、地区長さんから出た質問につきましては、その場で答えられない場合には、持ち帰らせていただいて、お答えできるものはそれぞれにお答えさせていただこうと思っております。

○吉田（博）委員 そういう時に市長が全部答えらえるといいんだけどな。

○久松委員 身近な生活問題について考えるというテーマなんだけれども、広いテーマだと思うんですが、その辺はどういうふうに見ているんですか。

○中川広報広聴課長 事前に地区のブロック長さんにお話をさせていただいて、地区でこういった問題が起きているかという内容のアンケートを各地区の役員さんにとらせていただいております。そういった中で、改めて、日程の前には打合せをさせていただきながら、少しでも準備ができる方向で、考えております。

○篠塚副委員長 オンライン会議など、設定は難しいと思うんだけど、ぜひこの情報をYouTubeなり、公式LINE等もあるでしょうから、発信に努めていただいて、各地区の現況など報告をしていただけるとと思いますので、よろしく願いいたします。

○中川広報広聴課長 御意見ありがとうございます。映像を流せるかどうかは分かりませんが、今考えておりますのは、全ての日程が終わった後に、広報紙等に掲載をして、市民の皆様には、こういったものが行われましたということでお示しさせていただきたいと考えております。

○吉田（博）委員 安藤市長になって、すぐコロナになってしまったから、これが初めての開催だよな。部課長がきっちりフォローするようにお願いします。

○中川広報広聴課長 事前に準備をしていきたいと思っております。

○吉田（千）委員長 ほかに御質問がございませんか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 そのほか、市長公室からございますか。

（「特にございません」との声あり）

○吉田（千）委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 市長公室の皆様は、退席していただいて結構です。委員の皆様は協議事項がございますので、そのままお待ちください。

（市長公室退席）

○吉田（千）委員長 それでは、協議事項（２）令和３年度政務活動費の収支報告書の修正について、事務局から説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 令和３年度の政務活動費の収支につきましては、本年４月に総務市民委員会で審査を行っていただきまして、残金につきましては、既に市へ返還してございます。この度、９月２８日付けで日本共産党土浦市議団から令和３年度の収支について、修正報告書が提出されましたことから、改めて審査を行うものでございます。審査資料については、個人情報が含まれていることや審査中の資料であることから、タブレットには掲載せず、紙の資料で審査を行いますのでよろしくお願いいたします。まず、資料１ページ。こちらは、本年４月１日に提出されたもので、支出の表を御覧いただきますと、科目の中で広報費として議会報告印刷代等を支出したほか、資料購入費で新聞購読料、事務所費でコピー機リース代等、合計しますと３２万２、６２２円を政務活動費から充当し、残額２７万７、３７８円を市へ返還したものであるということになってございます。次の２ページがその出納帳でございます。そして、３ページが修正報告書でございます。修正箇所は、資料購入費の部分になります。２ページに戻っていただきまして、一番下の方ですけれども、３月１１日と２５日に資料購入費の費目がございまして、二人分の新聞赤旗年間購読料、それから、久松議員の毎日新聞、茨城新聞年間購読料を政務活動費から支出しておりました。こちらと、４ページの修正後の出納帳を比較していただきますと、毎日、茨城新聞年間購読料のみの支出に修正がなされたところであり、すなわち、二人分の新聞赤旗の年間購読料、８３、９２８円を政務活動費からの充当を取りやめまして、３ページに記載の支出合計額が、その分減額となっています。逆に、３番の残額がその分増額しているということになります。この修正が本日承認されますと、決裁の手続きを行ったのち、残額の増額分８３、９２８円を、改めて市に返還するということになります。説明は以上です。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますか。

○吉田（博）委員 これは、新聞赤旗に関しては、総務市民委員会としては、議運に委ねることになっただろう。令和３年度の政務活動費については、これでよしと、このままでいいだろうと。ただ、今後については議運でということ、議運はなんて言ったんだっけ。どういう結果になったの。

○天貝議会事務局次長 議運で協議して、全協で皆様から意見を求めまして、その結果、自分の所属する政党につきましては、認めないと。ただし、自分が所属していない政党のものは認めるというふうになりまして、令和４年度からはそういう運用になっており

ます。総務市民委員会では、令和3年度分については規定がないためいいだろうとなっていました。しかし、共産党さんのほうから、修正ということで、今回提出されたものでございます。

○篠塚副委員長 令和3年度分は自主返納という形でよろしいんですかね。

○久松委員 自主返納しなくてもいいことはいいんだけど、ただ、そういう議論の余地のあった内容なので、明確にしておこうということで返還したと。

○吉田（千）委員長 御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。令和3年度日本共産党土浦市議団の政務活動費収支報告書の修正について、これを承認とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田（千）委員長 御異議なしと認めます。よって、令和3年度日本共産党土浦市議団の政務活動費収支報告書の修正については、承認といたします。以上で、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。